

# 同意書

以下の事項をすべてを必ずご確認ください。(注) 原本は、提出しコピーを保護者様でも保管して下さい。

## 1. 個人情報の収集・第三者提供について

個人情報の利用目的	
	北谷町長(以下、「町長」という。)は、同意者の個人情報を申請児童に係る支給認定証交付、利用調整事務、利用者負担額の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。
(1)	「個人情報の利用目的」において必要があるときは、同意者の住民基本台帳及び住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写し、他市町村に対し必要な書類の提供を依頼します。また、同意者、同意者の親族、同意者の雇い主、銀行、信託会社その他関係者へ聴取・資料提供を依頼します。
(2)	「個人情報の利用目的」において必要があると認められる場合は、児童及び同意者の個人情報(氏名、生年月日、連絡方法等、支給認定申請書・利用申込書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報、利用者負担額に関すること)を教育・保育施設へ情報提供します。
(3)	児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合や、児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合は、情報提供します。
(4)	その他法令等により定められた個人情報の収集について、必要があると認められる場合は収集します。

## 2. 教育・保育給付認定について

(1)	教育・保育給付認定は、小学校就学前子どもの区分に変更(幼稚園から保育所への変更等)があった場合は、学校教育課で支給認定変更申請の手続きを行ってください。
(2)	申込み後、町外に転出した場合は、教育・保育給付認定の取消しを行います。町外に転出することが決まった場合は、事前に学校教育課及び園児の在園する幼稚園へ連絡ください。
(3)	変更事由が発生した場合は、変更申請日の翌月から変更となります。

## 3. 入園について

(1)	令和4年度北谷町立幼稚園園児募集要項(添付書類含む)は全て読み、内容を確認してください。
(2)	提出書類に虚偽が判明した場合は、退園となることがあります。

## 4. 保育料・食材料費について

(1)	保育料は、子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき0円です。
(2)	食材料費は、原則、保護者の負担です。ただし、保護者及び世帯員(同一住所内の扶養義務者)の市町村民税額所得割額が77,100円未満の子ども又は小学校第3学年から数え、第3子以降の子どもについては、食材料費が免除されます。
(3)	食材料費免除対象者の更新時期は、9月です。4月から8月までの期間は、前年度市町村民税額により、9月以降は当年度市町村民税額により食材料費の免除決定を行います。
(4)	年度途中で世帯状況が変わった場合(婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当等の支給停止、障がい世帯への変更等)は、その日の属する月の翌月の初日(その日が初日の場合は当月)から食材料費の変更を行いますので、学校教育課窓口で手続きをしてください。
(5)	食材料費は、原則として口座振替での納付となります。
(6)	正当な理由無く食材料費等を滞納した場合は、幼稚園の利用継続ができなくなる場合があります。

※裏面もご確認の上、ご署名をお願いいたします。

## 5. 個人番号（マイナンバー）の提供について

(1)	利用目的について 提供をした個人番号を、子ども・子育て支援法に基づく給付認定に関する事務または児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用することに同意します。 (保育の実施に関する事務については、保育認定をうけた場合または希望する場合のみ利用します。)
(2)	個人番号（番号確認書類）の提供が困難な場合 個人番号（番号確認書類）の提供が困難な場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行うことに同意します。 また、上記の方法で番号確認できない場合は、追加書類を提出することに同意します。

## 6. 預かり保育について（預かり保育を利用される方は確認をお願いいたします。）

(1)	保育を必要とする事由等に変更（退職・転職・勤務時間の変更等）があった場合は速やかに変更申請をしてください。正当な理由無く、変更申請を行わない場合は認定の取消を行います。
(2)	保育を必要とする事由が、入所基準（月64時間以上。就労、看護・介護又は就学等。※就労は月額50,700円以上の収入があり、その収入で生計を立てていることも必要。以下同じ。）を満たさない場合は、求職扱いとなります。
(3)	求職中での入所可能期間は、3ヶ月間となっております。期間が満了する月の20日までに就労証明書の書類の提出がない場合、預かり保育の利用が終了となります。
(4)	保育実施期間中の退職等により、保育を必要とする事由がなくなった場合は預かり保育の利用が終了となります。ただし、求職活動を理由として3ヶ月間継続利用が可能となりますので、希望する場合は学校教育課窓口で手続きをしてください。 ※求職での利用期間は、1年につき3ヶ月まで

**上記事項をご確認のうえ、☑してください。**

上記内容について同意いたします。

令和        年        月        日

北谷町長 様

〈注意〉

**黒のボールペンまたは黒インクで記入してください。**  
消せるボールペンや鉛筆では記入しないでください。  
**※自署でない場合、捺印してください。**（拇印、シャチハタ 不可）

続柄

保護者署名 \_\_\_\_\_ ( 父・母 )

保護者署名 \_\_\_\_\_ ( 父・母 )